

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十八日

奈良県知事 荒井正吾

## 奈良県条例第二十八号

奈良県立都市公園条例の一部を改正する条例

奈良県立都市公園条例（昭和三十五年三月奈良県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の四条を加える。

（都市公園の設置基準）

**第一条の二** 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第一条の四に定めるところによる。

（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）

**第一条の三** 県内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、十平方メートル以上とし、県内の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、五平方メートル以上とする。

（都市公園の配置及び規模の基準）

**第一条の四** 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、容易に利用することができるように配置し、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるようにその敷地面積を定めるものとする。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として市街地の中心部又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項に定める都市公園以外の都市公園を設置する場合においては、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

（公園施設の設置基準）

**第一条の五** 法第四条第一項本文の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下「令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

3 令第六条第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として第一項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

4 令第六条第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

5 令第六条第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として前各項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。

6 第二項から前項までの規定にかかわらず、都市公園の機能を発揮するため特に必要があると認めるときは、令第六条第一項各号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の条例で定める範囲は、知事が公共空地の確保に配慮しつつ、当該都市公園の規模、性格、利用目的等を勘案して定めることができるものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。